

南海トラフ地震対策行動計画（第6期 令和7年度～令和9年度）（素案） に対する意見及び県の対応

1. 意見公募期間 令和7年2月18日（火）から同年3月14日（金）まで
2. 意見の数 3者から16件
3. 意見の内容と意見に対する県の対応

No.	ご意見の内容	ご意見に対する県の対応
1	2-28 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化 取組番号③について、計画期間の目標として認知率76%となっていますが、昨年8月の巨大地震注意、本年1月の調査中の発表により、「臨時情報」というフレーズ自体は一定県民、市民への認知が進んだものと考えます。 <u>巨大地震警戒・巨大地震注意の違い、取るべき対応を理解しているか、市町村が呼びかける防災対応について理解しているか、といった指標の方がより適切ではないでしょうか。</u>	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 原 案：計画期間の目標 <u>認知率 76%</u> 修正案：計画期間の目標 ・巨大地震注意発表時に県民自身が行うべき行動の理解 76% ・巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解 76% ・巨大地震警戒発表時に県民自身が行うべき行動の理解 76% ・巨大地震警戒発表時における市町村の防災対応への理解 76%
2	3-3 物資配送体制の構築 取組番号②について、「県物資配送拠点から市町村拠点までの配送体制の整備」が取組の概要として記載されていますが、発災時の物資配送については、市町村の避難所までスムーズに届けることが求められるため、<u>訓練実施団体に市町村を含め、県物資配送拠点→市町村拠点→避難所までの一連の配送体制を点検する訓練を実施することにより、県下全域の物資配送体制の実効性を強化していただきたいと考えます。</u>	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 （項目 No. 3-3 取組番号②具体的な取組内容） 原 案：県物資配送拠点から<u>市町村物資配送拠点</u>までの配送訓練を実施 修正案：県物資配送拠点から<u>避難所</u>までの配送訓練を実施
	また、<u>県の物資配送拠点</u>になっている春野総合運動公園について、<u>フォークリフトや倉庫等の整備</u>ができていないと伺っています。マニュアル作成や訓練等ソフト面の取組に加えて、ハード面の取組も登載し、計画的に進めていく必要があるのではないのでしょうか。	フォークリフトについては、県と民間企業との間で締結している災害時の協定で確保することとしています。 （※「倉庫等」とは、フォークリフトを保管する倉庫と、フォークリフトを充電する設備であることを意見者から確認済。）

3	3-6 情報の収集・伝達体制の整備 取組番号⑤について、<u>現在、高知県では気象庁が津波注意報を発表した場合、沿岸市町村の職員が参集し、県総合防災情報システムを起動させ、緊急速報メールにより住民に避難を呼びかける運用となっていますが、宮崎県では、津波注意報の発表時に緊急速報メールを自動配信できるよう、システムを改修していると伺っています。</u> 自動配信により、県民により早く避難を呼びかけることができる上、沿岸市町村職員の負担軽減にもつながりますので、<u>高知県においても緊急速報メールの自動配信について、ご検討をお願いします。</u>	原則、災害対策基本法第 56 条に基づく災害に関する予報警報の住民への伝達及び同法第 60 条に基づく住民等への避難の指示については、市町村長が行うものです。 このため、県が緊急速報メールの配信を行うことは考えておりません（同法第 60 条第 6 項の場合を除く。）が、「高知県防災アプリ」で津波注意報の発表をプッシュ型通知で配信しています。 また、今回のパブリックコメントで寄せられたご意見のとおり、仮に県が緊急速報メールを配信する場合、各市町村の地域性や必要な範囲に応じた避難指示等の内容を的確に反映することが困難になることが考えられます。 このため、津波注意報による緊急速報メールによる避難情報の伝達については、各市町村で適切に実施していただくようお願いします。 なお、津波注意報の発表による緊急速報メールの自動配信については、Jアラートからの情報を元に、市町村防災行政無線の自動放送や、統制台に緊急速報メールの自動配信機能を追加することで、市町村独自での配信が可能になりますのでご検討ください。
4	3-19 避難体制づくりの促進 取組番号③-3について、<u>第5期までの実績に「香美市5箇所見込み」とあるが、現時点で協定締結に至っておらず、県、香美市、高知市及び香南市において調整中の段階のため、記載しない、もしくは「協議中」などの記載に留めておいた方がよいのではないのでしょうか。</u>	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 原 案：中央圏域で、広域避難候補施設との協定締結（いの町6箇所、香美市5箇所見込み） 修正案：中央圏域で、広域避難候補施設との協定締結（いの町6箇所、香美市5箇所協議中）
5	3-20 避難者等のため食料・飲料水等の備蓄の推進 取組番号①-9について、昨年12月に改定された「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、「都道府県においては市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保すること」とされています。 市町村における備蓄の促進と合わせて、それらの状況を踏まえた<u>県による広域的な備蓄の取組についても、計画に記載が必要ではないでしょうか。</u>	県による広域的な備蓄の取組については、取組番号 No. 3-20-①-1（県備蓄物資の整備（毛布））及び No. 3-20-①-2（市町村物資拠点への分散備蓄）において取り組むこととしています。

6	素案 108 頁、項目 No. 3-5、取組番号⑤ (取組の概要) 今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の維持及び確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う<u>消防活動※1</u>のうちの現場機能を担う組織を一元化します。 <u>※1について</u> 「消防事務」ではないでしょうか。	<u>※1について</u> ご意見の「消防活動」については、高知県消防広域化基本構想（骨子案）に基づくものなので原案のとおりとさせていただきます。
	(目標の達成によって得られる効果) 県一消防の広域化による<u>地域防災力の向上※2</u> <u>※2について</u> 県一消防に広域化することが地域防災力の向上につながるのかが非常に不透明な状況であることに加え、前段の<u>(取組の概要)</u>中に「維持」「確保」という言葉が使われていることから、<u>「維持」又は「確保」に留めておいてはいかがでしょうか。</u> 【参考・取組の概要（原案）】 今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の維持及び確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化します。	<u>※2について</u> ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 原 案：県一消防の広域化による<u>地域防災力の向上</u> 修正案：県一消防の広域化による<u>県内消防力（特に現場要員）の確保</u>
	(計画スケジュール：令和7年度) ①消防広域化基本計画あり方検討会（任意協議会）<u>※3</u>において、消防広域化基本計画の策定 <u>※3について</u> 県のこれまでの説明において、「あり方検討会」を（任意協議会）と表現・表記したことはなく、<u>また市消防局としてもそのような認識はないことから、削除していただきたいと考えます。</u>	<u>※3について</u> ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 原 案：消防広域化基本計画あり方検討会（任意協議会） 修正案：消防広域化基本計画あり方検討会

7	素案 65 頁、項目 No.1-4、取組番号⑤、 4 女性防火クラブトップリーダーの養成 計画では、令和 10 年度以降に、「高知県女性防火クラブ連絡協議会の取組状況を総括し、女性防火クラブ員の減少に歯止めを掛ける取組を検討する」とのことですが、高知市内のクラブ員からは、<u>同連絡協議会における県内研修の開催サイクルや県外研修参加が負担になっている</u>との意見も聞いております。 高知市では、ここ数年は高齢化や人員不足によりクラブの減少が続いており、<u>防災人材の育成のためのはずの取組みが、少数となっているクラブへの負担増加、さらにはクラブ減少につながる</u>ことが危惧されますので、令和 10 年度以降と言わず同連絡協議会の取組みについて、<u>会員さんの意見・現状を反映して早期に検討</u>いただけたらと思います。	高知県女性防火クラブ連絡協議会は、理事会の決議に基づいて運営されておりますが、事務局は、県が担当しておりますので、クラブの皆さまのご負担を軽減できるよう、ご意見を踏まえて協議を進めてまいります。 なお、令和 6 年 2 月から運用を始めた高知県公式消防ポータルサイト「高知家消防ネット」では、女性防火クラブ員の減少に歯止めを掛けるため、クラブ員の募集や活動状況の紹介などの広報を実施しています。
8	P201【重点課題④】「医療救護対策、要配慮者対策の推進」中の「〇避難のあり方の検討 ■要配慮者の避難対策について有識者による検討会の立ち上げ」: 人工呼吸器、在宅酸素を使用する在宅療養児者の電源確保は、個々の災害時個別支援計画で検討を、3 日分確保をと、個人の範疇に投げかけられても、支援も届かない最初の 3 日間の電源・在宅酸素確保の難しさ、電源不足により自力で避難する避難先・医療機関も決まらない、外出先での被災など、「要配慮者」と一括りにするには解決できない課題も多く、支援内容も異なります。 現状を知っている支援者も高知市難病対策地域協議会(市ホームページ掲載、県にも報告)で、難病患者、(難病患者以外の)医療的ケアが必要な在宅療養児者の電源確保について全体で話し合い、具体的な準備に繋がる会を作ってほしいという意見など、この課題は 10 年近く前からさまざまな機会を通じて、関係者で訴えてきたが、担当部署の所管の範囲にとどまり、現在の取組のスピードでは迫っている災害に間に合いません。	県では、平成 30 年度から健康政策部、子ども・福祉政策部、教育委員会が連携した「高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会」を設置し、支援者や当事者家族に委員を委嘱し、重症心身障害児者及び医療的ケア児の支援に関する施策(災害対策含む)等について意見をいただく場を設けており、今年度の協議会において、災害時の電源確保について議論を開始したところです。 今後の議論を継続していく中で、いただいたご意見についても議論し、当事者家族や支援者からの意見を施策に反映してまいります。 また、人工呼吸器等を使用する在宅療養児者の医療ケア継続において、電源確保は重要であると考えており、本計画上の取組 No. 3-25③HOT ステーションの設置・運用、取組 No. 3-25④在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成支援の項では、電源確保を含めた平時からの体制構築及び発災時における迅速な対応の具体化を図っているところです。 そのため、改めての記載は行いませんが、引き続きこうした取組により電源確保に対する体制整備や普及啓発に取り組んでまいります。

	2/3 開催の県地震被害想定検討委員会でも議論に上がることはなかったようですが、同意の取れていない人工呼吸器や在宅酸素使用者数が把握されてなくても、想定される電源不足に必要な複数の手段や避難のあり方を検討しておく必要があると考えます。 <u>要配慮者の中でも対策のレベルの異なる在宅療養児者の電源確保（酸素確保も）について、制度の対象者を超えた関係者が出席する検討会を、制度に縛られない部署で早急に立ち上げ、当事者家族や支援者の意見から具体的な対策を検討していただきたい。</u> <u>P139「3-25 要配慮者の支援体制の整備」④と⑤の間に人工呼吸器等を使用する在宅療養児者の電源確保に対する体制整備や普及啓発などの項目を1行入れ、次の3年間の計画に具体的な行動を明記してください。</u>	
9	<u>P118「3-13 燃料確保対策の推進（備蓄）」③：医療機関における対策の視点だけではなく、人工呼吸器など命に直結する医療機器を使用する在宅療養児者の電源確保の対策（最も有効とされている給電車を使用した電源ステーションを設置し、医療機器へのバッテリーを充電し、医療機器の電源として使う。そのための燃料の継続的な確保）の検討、運用もこの3年間の計画に入れてください。</u>	人工呼吸器等を使用する在宅療養児者の医療ケア継続において、電源確保は重要であると考えており、本計画上の取組 No. 3-25③HOTステーションの設置・運用、取組 No. 3-25④在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成支援の項では、非常用自家発電機の整備や燃料確保による電源確保を含めた、平時からの体制構築及び発災時における迅速な対応の具体化を図っているところです。 そのため、改めての記載は行いませんが、引き続きこうした取組により電源確保に対する体制整備や普及啓発に取り組んでまいります。 なお、車両からの給電については、避難所等への給電ができるよう、民間事業者と協定を締結しているところです。
10	<u>P124「3-18 災害時の医療救護体制の整備」：第8期県保健医療計画P242「災害時の小児医療体制」の現状は「小児医療分野に特化した災害時の体制は整備できていない」とあります。陸の孤島になる特別支援学校での被災、郡部から高知市まで長い距離を通院、通学、通所途中に被災する医療的ケア児の体調不良・医療機器の電源不足など心配されるケースや、被災による傷病者・増えている県外観光客の中の子どもたちへの救護対応も想定されます。この3年間の具体的な災害時の小児医療体制づくりに向けた</u>	災害時における小児医療提供体制の構築については、県内の医療関係者によるワーキンググループにおいて検討を進めており、県内の実態や他県の事例を踏まえ、今後、具体的な方向性が定まりましたら、適宜、保健医療計画及び南海トラフ地震対策行動計画へ反映してまいります。 なお、市町村が一人ひとりの状況に応じて作成する「災害時個別支援計画」において、実効性を担保し、支援が必要な方に安心していただけるよう、県としても、市町村等への助言を行い、「災害時個別支援計画」の作成促進に努めてまいります。

	<u>行動計画を明記してください。</u>	す。 また、医療的ケア児の個別避難計画の作成状況等については、市町村を通じて調査を行い、定期的に状況を把握し、その情報を基に、課題などを市町村や支援者に共有しています。 ご意見の、通院等の途中で被災した場合の対応の必要性につきましても、市町村に周知してまいります。
11	P125「3-18 災害時の医療救護体制の整備」中の「④医療機関など重要施設における自家発電設備の整備」: <u>医療機器の電源を必要とする在宅療養児者の避難先の候補の一つである医療機関において、在宅療養児者分の電源確保の視点も考慮して検討してください。自宅避難が困難な場合や、通院・通学・通所途中の被災時における電源不足の場合、避難を目指す不可欠な場所になります。</u>	自家発電の整備など、病院における電源確保の重要性について、病院への普及・啓発や国に対する支援要望を実施しており、第6期も継続して取り組むこととしています。 また、人工呼吸器等を使用する在宅療養児者の医療ケア継続において、電源確保は重要であると考えており、本計画上の取組 No. 3-25③HOTステーションの設置・運用、取組 No. 3-25④在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成支援の項では、電源確保を含めた平時からの体制構築及び発災時における迅速な対応の具体化を図っているところです。 そのため、改めての記載は行いませんが、引き続きこうした取組により、電源確保に対する体制整備や普及啓発に取り組んでまいります。
12	P126「3-18 災害時の医療救護体制の整備」中の「⑤医薬品の備蓄体制や医薬品集積所の運営体制の整備」の「4 県外からの医薬品等の受入れ体制の構築」: <u>医薬品等の「等」の中に、在宅療養児者の医療的ケアに必要な医療資材が入っているのかどうかわかりませんが、高知県の場合、被災直後の県外からの支援は望めないとの想定にもかかわらず、現状はかかりつけ医任せで、行政において医療資材の必要数の把握も対策もできていないと考えられる。自宅の備蓄品が使えず、かかりつけ医療機関が被災した場合はどこに支援を求めればいいのか、特に小児用は置いている医療機関も限られている。</u> <u>在宅療養児者の医療資材の備蓄、受入れ体制の検討もお願いしたい。</u>	「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル」に基づき、市町村が作成する災害時個別支援計画を支援することにより、実効性のある体制強化に取り組んでいるところです。 当該個別支援計画において、医療資材とその置き場所を明確にし、関係機関と共有することとしています。 また、医療的ケアが必要な在宅療養児者については、ご自身で最低3日分の医療資材や生活必需品を備蓄するとともに、特殊な資材等は、多めに備蓄していただくよう啓発を行っています。 また、医療資材の受入れ体制及び供給体制については、高知県災害時医療救護計画に定められており、高知県保健医療調整本部（以下、県本部）は各協定締結団体（以下、団体）へ供給要請を行い、当該要請機器等を県本部の指定する場所まで団体が輸送する体制を整備しています。 そのため、改めての記載は行いませんが、引き続きこうした取組を継続し、体制整備や普及啓発に取り組んでまいります。

13	P136「3-23 保健・医療・福祉の連携体制の強化」: 目的欄に「能登半島地震の教訓等を踏まえ」について、<u>能登半島地震では、通常の1/3の流量で在宅酸素を使用していた方が避難所を転々とし亡くなられたという高知新聞報道などがあつたが、人工呼吸器・酸素使用の在宅療養児者における災害時の電源確保に関しては、県公表資料中の能登半島地震時の課題には一言も触れられていません。この記事や県外の大規模災害からは、電源確保、在宅酸素確保、避難、避難先など様々な課題があり、高知県でも想定されている議題として、検討・対策してください。</u>	「高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル」に基づき、電源確保等を含む医療ケアの継続のための対策と、避難先の確認等を含む避難行動要支援者対策を併せた取組を推進しているところ。 また、医療機器取扱業者との連絡会や高知県難病対策地域協議会において、能登半島地震時の対応や課題を共有し、本県における対策を協議しています。 今後も、同会において検討するとともに、保健・医療・福祉が一体となった対策を推進してまいります。
14	P138「3-25 要配慮者の支援体制の整備」の「②市町村に重点継続要医療者及び指定難病患者の情報提供を行う」: 最終目標が、「全市町村が、支援の必要な在宅呼吸器使用者及び在宅酸素療法者を把握することができる」となっている点に関して、県内酸素供給業者の大半が浸水地域にあり、県外からの支援はすぐは望めず、担当以外の酸素供給業者が提供する酸素ポンベの流量計の違いなど当事者家族側でも供給された酸素ポンベが使えるのかなどの疑問もある。 高知市難病対策地域協議会でも委員から、災害時、担当の酸素供給業者には電話で連絡することがほとんどで実際に通じるのか、業者任せにせず検討をとの意見もある。 <u>関係者における現在の検討が実際機能するか、県内の在宅酸素使用者の被害想定、訓練、普及啓発を継続し、当事者家族や在宅支援者の不安を解消し、具体的な対策をしていくことが最終目標ではないか。</u>	取組 No. 3-25 では、「被災した要配慮者を支援するための体制整備を行う」ことを目的としています。そのためには、まず、市町村が支援の必要な対象者を把握することが重要となりますので、この項の最終目標は情報把握体制の構築としています。 なお、ご意見いただきました「当事者家族や在宅支援者の不安の解消」については、取組 No. 3-25④在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成・訓練を通じて具体的な対策を進めてまいります。
15	P139「3-25 要配慮者の支援体制の整備」の「④在宅酸素療法者等の災害時のネットワークの構築」の「具体的な取組内容・市町村を対象とした勉強会等の開催」: <u>一昨年の研修会は支援者向けだったが、当事者家族も参加できる勉強会や訓練を開催していただきたい。当事者家族からはあきらめの声も多い。県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルを作って終わりではなく、特に支援が届かない3日間を乗り切るために、正しく</u>	在宅酸素療法者等への啓発につきましては、自助力・共助力を高めながら災害への備えを進めるため、研修会やパンフレットの配付、災害時個別支援計画に基づき訓練を実施しており、今後もこうした取組を継続し、災害の備えについて啓発してまいります。 なお、令和7年度には、難病患者・家族向けの災害対策について、セミナーを開催する予定です。(11月開催予定) また、医療的ケア児への啓発につきましては、

	恐れて、対策できるよう普及啓発をお願いします。 P138 では人工透析患者への普及啓発について、患者教育実施率が 100%と目標が記されているが、人工呼吸器・在宅酸素使用者ももっと体制を整え、実際に発電機を動かしたり、医療機器のバッテリーを給電車につないで充電を体験するといった訓練や研修をできるところから始めていただきたい。	令和 3 年度に、難病患者の災害対策と題した患者・家族向けの研修会を実施しており、被災経験のある県外の難病患者の方に体験談をお話いただくことで災害への備えに関する意識が高まったとのご意見をいただいています。 患者・家族を対象とした同様の研修会を令和 7 年度に開催予定であり、家族会等と企画段階から連携します。今後は災害対策をテーマとすることも検討するとともに、家族会等が勉強会を開催する際には、要請があれば、講師の派遣を行います。 市町村に対しても、訓練を開催する際には、医療的ケア児等の家族に対する参加を呼びかけるよう、働きかけてまいります。
16	P207【重点課題⑩】中の「デジタル技術等の活用による防災・災害対応業務の効率化」中、「新たなアプリ ◆避難所におけるライフラインや要配慮者等の詳細な状況を市町村災害対策本部で情報収集ができるよう新たなアプリの開発」: 医療的ケアが必要な在宅療養児者は、要配慮者という言葉で一括りにできない、薬、ケアに使用する医療資材の情報も多く、病状、ケアの変化から情報の変更も多い。2 ページの個別避難計画では十分な情報を記入できないし、人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画は紙ベースで市町村職員が聞き取って作成しているため、情報の入力もれ、更新・共有が遅れる可能性がある。当事者自身で最新情報をアプリで入力・更新できれば、避難所で改めて詳細を伝える煩雑さもないし、内服薬やバッテリー残など最新情報の共有がスムーズになる。この問題を解決するためのアプリが県内で開発済みであり、個人から自治体につなぐシステムを導入することで、個別支援計画としての情報共有だけでなく、医療資材等の備蓄対策など具体的な自治体の備えにも役立てることができる。<u>医療的ケアが必要な在宅療養児者の情報収集、アプリの開発については、他の要配慮者とは別途の検討をお願いしたい。</u>	重点課題⑩「デジタル技術等の活用による防災・災害対応業務の効率化」に記載の「新たなアプリ」は、避難所の状況を把握するために、避難所運営の代表者（地域の方）が簡単に入力できるよう、避難所人数、ライフライン状況、要配慮者数等をアンケートフォームに入力するものを検討しており、避難者一人ひとりの個人情報の取得を想定しているものではありません。 なお、医療的ケア児等については、厚生労働省が医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）を構築しており、本人やご家族等が、医療等に関する情報をスマートフォン等で入力してデータベース化し、発災時等に救急隊員や搬送先の医療機関が情報を閲覧できるようになっており、当該システムの活用促進に向けて関係者の意見も聞きながら検討してまいります。 また、医療的ケア児以外も含めたシステムの構築については、国のシステム導入の状況等も踏まえながら、必要性について検討してまいります。